

合格メソッドの集大成！
よりわかりやすく、読みやすくリニューアル！

新版デュープロセスシリーズ

竹下貴浩著 早稲田経営出版

「竹下先生が執筆した基本書が欲しい！」という多くの方のご要望にお応えして刊行された、全科目の基本書です。デュープロセスは初めて法律を学ぶ人にもわかりやすいよう、各テーマ別に例題があり、その例題を元に論点の解説が書かれているので、読み込む中で問題点、注意点など、学習すべき点が把握できる編集となっています。また、特に主要4科目において密接な関係にある手続法と実体法を一体化させ、合理的に学習できるよう書かれている点が一般的な基本書とは大きく異なります。本テキストは適切な学習方法でより早く合格を獲得して欲しいという著者の願いが込められた基本書です。



※基礎講座、択一完成講座で使用するテキストです。

①『例題』を用いた解説

初めて法律を学ぶ人にも分かりやすいよう、過去問を素材にした〈例題〉を使って解説しています。

②『用語の定義』を解説

用語の定義を示したうえで解説していますので法律を初めて学ぶ人も安心です。

③『図表』の効果的挿入

図表を効果的に使い、複雑な法律関係もスッキリとイメージできます。

④『補充解説』を適宜挿入

用語解説的なものや、関連して確認すべき注意事項、学習の指針など様々な要素をもち、読者の学習進度に応じ、その理解を助けます。

第2章 権利の主体と客体

第1節 権利能力、意思能力及び行為能力

例題 2-1

未成年者であるAが、その所有する甲土地について、その親権者であるCの同意を得ないで買主B（行為能力者であるものとする）との間で売買契約を締結した。A・B間の契約は有効か。

図表:

```
graph TD
    C[親権者(法定代理人)] --- A[未成年者]
    A -- "売買契約" --> B[制限行為能力者の相手方]
```

1. 権利能力

(1) 権利能力の意義

権利能力とは、私法上の権利義務の主体となることのできる地位または資格のことをいう。「権利義務の主体となることができるか」ということの意味を、例題2-1にあてはめていうと、「Aが売主としての権利を取得することができるか」、または、「Aが売主としての義務を負うことができるか」ということである。より具体的にいえば、未成年者であるAがBに対して代金の支払を請求する権利を取得するのか、また、Bに対して甲土地の引渡しをする義務を負うのかということである。

(2) 権利能力の始期

私権の享有は、出生に始まる(民83-1)。「私権」とは、私法上認められる権利のことである。つまり、人は生まれてきた以上、すべて私法上の権利義務を享受することができる。したがって、生まれたばかりの子でも権利能力はあり、契約当事者となることができる。ただし、その者が契約

第5節 法律行為の無効及び取消し

<無効と取消しの比較>

	無効	取消し
意義	特定人の主張を待たずとも、その法律行為は初めから何ら効果を生じない	取消権者の取消しの意思表示がされるまでは、その法律行為は一応有効。取消しがされて初めて当初から無効と扱われる
主張できる者	誰からでも誰に対しても主張できる(ただし、錯誤、通謀虚偽表示の場合に例外あり)	取消権者に限って主張することができる
主張できる期間	いつでも主張することができる	主張できる期間が制限されている
追認の効果	追認されも有効となることはない。ただし、非過失的に有効となることはある	追認されると確定的に有効となる
時の経過	放置しても時の経過による変化はない	取消権が一定期間の経過によって消滅し、有効であることが確定する

4. 補充解説

抗弁権の永続性の理論について

まず、次の事例について考えてみてください。平成17年度本試験の午前の部の第7問で出題された事例です。

(事例)

Aは、Bとの間で、A所有の絵画をBに贈与する旨の契約を締結し、その旨の書面を作成したが、その直後に、その契約の締結の際にBが詐欺を行っていたことに気が付いた。しかし、Bから履行の請求がなかったことから、そのまま8年が経過したところ、BがAに対し、絵画の引渡しを求める訴えを提起した。そこで、Aは、Bの詐欺を理由に本件贈与契約を取り消す旨の意思表示をしたが、Bは、追認ができる時から5年が経過しているとして、取消権の消滅時効を援用した。

上記の事例(以下、「本事例」といいます)においては、Aが詐欺に気付いた

ブリッジシリーズ

竹下貴浩著 早稲田経営出版

本書は、記述式対策用テキストです。記述式対策のためだけの本ではなく、今後出題が予想される択一式問題の対策、さらに関連する他の科目の理解を深めていくことが本書の大きな目的です。



※ブリッジ講座使用テキスト(一部)

過去問分析ノート2011

竹下貴浩著 早稲田経営出版

第1部では、過去10年分の過去問の出題傾向を分析、第2部では、過去5年分の司法書士試験の問題を、全科目にわたり記載しています。各問の解説のほか、合格者の推定正答率、重要度、およびその問題に対する講評等を掲げ、各問の指針とし、法務省発表の合格基準点を踏まえて受験生の得点目標を明確化しました。



※写真は2010年度版です。
※過去問分析講座使用テキスト